



事務連絡
令和6年5月15日

関係団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部健康安全課長

エイジフレンドリーガイドライン及びエイジフレンドリー補助金の
周知について（依頼）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

鳥取労働局では、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指すことを目的として、第14次労働災害防止推進計画を策定し、目標達成に向けた取組を進めているところです。

本計画の重点事項の「高齢労働者の労働災害防止対策の推進」において、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年（2027年）までに50%以上とする目標を掲げています。

このような中、別添1のエイジフレンドリーガイドラインリーフレット（ポイントをまとめたもの）及び別添2のエイジフレンドリー補助金に係るリーフレット「令和6年度エイジフレンドリー補助金のご案内」が厚生労働省から作成されました。

つきましては、別添リーフレットの配付等により傘下の事業場等に対して、エイジフレンドリーガイドライン及びエイジフレンドリー補助金について周知していただきますよう、御協力のほどお願いいたします。

○別添1：エイジフレンドリーガイドライン

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252533.pdf>

(二次元バーコード)



○別添2：エイジフレンドリー補助金

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf>

(二次元バーコード)

